

3月は自殺対策強化月間です

亀岡市では次の取り組みを行います。

《図書展示の開催》

本を通じて心に潤いを与える図書展示を開催します。

「いのち」や「こころ」のことを考えてみませんか。

とき 3月9日(火)～31日(水)

ところ 市立図書館中央館

問 市立図書館中央館 **TEL** 24-4710

《こころの体温計》

携帯電話やパソコンを利用して、気軽にいつでも、どこでも、ストレスや落ち込み度をチェックできます。ぜひあなたのこころのケアにお役立てください。

※パソコンの人はこちら

HP [https://www.city.kameoka.kyoto.jp/hogodai2/jisatutaisaku.html](https://www.city.kameoka.kyoto.jp/hogodai2/jisatutaisaku/html)

市のホームページからもアクセスできます。

※携帯電話の人は右の二次元バーコードから



《相談窓口の開設》

こころが疲れている人やお金のことで困っている人を対象に、次のとおりこころの相談、多重債務

の相談を受け付けています。

電話または、ホームページの入力フォームで受け付けています。

問 市役所1階地域福祉課(19番窓口)

TEL 25-5029

福祉なんでも相談入力フォーム

HP <https://www.city.kameoka.kyoto.jp/chiikifukushi/soudan.html>

(地域福祉課)

TEL 25-5011

○125ccを超えるバイクは京都運輸支局(京都市伏見区)

TEL 050-5540-2061

○軽自動車(三輪・四輪車)は軽自動車検査協会(運輸支局内)

TEL 050-3816-1844

(税務課)

軽自動車税の申告手続きを

軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在のバイクや軽自動車、小型特殊自動車(農耕用含む)などの所有者に対して課税する税金です。公道を走行しない農耕用小型特殊自動車なども課税対象になりますので、市役所で登録の手続きをしていただき、ナンバープレートをつける必要があります。

月割り課税の制度はなく、4月2日以降に廃車や名義変更の手続きをした場合でも、1年分の税金を納めていただきます。

廃車や名義変更の手続きをする場合は、4月1日までにお願いします。

○原動機付自転車(125cc以下のバイク)、小型特殊自動車は市役所1階税務課(10番窓口)

第63回保津川寄席

玄人顔負けのレベルの高さがウリの素人寄席です。「笑門来福」みんなで思いっきり笑いに来てください。

とき 3月20日(土・祝)

午後2時～4時

(午後1時30分開場)

ところ 安町ホーム和の家(安町)

出演 鶴々亭ひろ坊、浦乃家蝶、南丹亭百笑、京遊亭喜多三、からはし亭る一都

※出演者は変更の可能性があります。

定員 20人(要予約)

参加費 600円(収益の一部を関西盲導犬協会に寄付します)

申し込み **問** かめおかまちの元気づくりプロジェクト担当: 松尾

TEL 090-3848-8676

HP <http://kame-genki.org/>

(市民力推進課)

総合福祉センター各種事業

ところ 総合福祉センター(できるだけ公共交通機関でお越しいただきますよう、ご協力をお願いします)

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、開催の延期などを行うことがあります。延期などの場合は、総合福祉センターホームページに掲載するとともに、申込者に連絡します。

《働く女性の家》

事業名	とき・場所など	内容・講師・対象など	定員	受講料など
「女子会カフェ」	4月1日(木) 午前10時～11時30分 場 所: 3階会議室	日常生活の中で「こんなこと感じているのは私だけ?」なんて思うことがありますよね。そんなモヤモヤを言葉にしてみましょう。毎回、いろんな気づきがありますよ。 ファシリテーター: 玉記道子さん 対 象: 女性限定	8人 (先着順)	無料
ママのおしゃべりサロン	4月8日(木) 午前10時～11時30分 場 所: 2階教養娯楽室	子育ての不安や疑問、日ごろ感じていることなどを、保育士と一緒に話せる場です。今月は、本の読み聞かせや、親子ふれあい遊びなどを保育士と一緒にいきます。 【親子同室保育】 対 象: 生後6カ月からの乳幼児と保護者	5組 (先着順)	無料

申し込み 3月10日(水)午前9時から来館または電話・FAXで受け付けます。①希望の事業名②郵便番号・住所③氏名(ふりがな)④電話番号⑤年齢⑥勤労の有無を働く女性の家へ[総合福祉センター内(午前9時～午後9時)、火曜日・祝休日は休館、日曜日は午後5時まで] **TEL** 24-0294 **FAX** 24-3071

※託児(生後6カ月から就学前までの乳幼児)、手話通訳、要約筆記の申し込みは、希望事業の開催1週間前までに行ってください。(地域福祉課)

通勤・通学・通院・買い物などには公共交通機関をご利用ください